

受動喫煙防止
のための

ご存じですか？

新しいルールが始まっています！

健康増進法が改正され、望まない受動喫煙を防止するためのルールができました！
多数の人が利用する施設は、原則屋内禁煙となっており、決められた場所以外では喫煙できません。



住居やベランダ等の居住場所や屋外は規制対象外ですが、**配慮義務**があります

- 周囲に人がいない場所で喫煙するように配慮すること
- 子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所では特に喫煙を控えること。



ご家庭で



屋外で



ベランダで

たばこの害や受動喫煙対策については
右下のQRコードから
チェックしてね！

喫煙をする際は、望まない受動喫煙を生じさせる
ことがないように、周囲の状況に配慮しましょう。

詳しくは **倉敷市 たばこ対策** で検索！

倉敷市保健所

